

平成18年4月28日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

東京都豊島区巢鴨 1-24-12
情報通信設備厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する
当面の取扱い（案）」に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記の意見を提出します。

記

平成16年の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金が責任を負う代行部分の債務は、最低責任準備金の額で良い事になりました。給付債務と最低責任準備金に差が生じたときは、国の責任で補填されることになりました。

このため、代行部分に対して基金設立企業が負う債務は、最低責任準備金の額の範囲までとなりました。

例えば、親孝行の子供が、高齢の親に仕送りを続けていくのに必要なお金（給付債務）を150万としたとき、子供が100万円（最低責任準備金）まで用意すれば、差額の50万円は、必要の都度国が面倒を見てくれることになった訳です。

それにもかかわらず、その親孝行の子供に「100万円しかもっていないのでは、50万円不足しているではないか。」と言えるのでしょうか。

この案ですと、その子供が、銀行からお金を借りるときに、50万円の負債があるから駄目だと言われることにもなりかねません。

このような誤解を与えないためには、基金設立事業所の債務を最低責任準備金とすべきだと思います。

当基金は、基金設立事業所が、このような理不尽な扱いを受けないことを望み、この公開草案に反対するとともに、代行部分については退職給付会計基準の対象外とするか、退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とするよう早急に見直しをしていただきたく要望します。